

ひゃっかりょうらん

みしまの文化百花繚乱 2019

～登録参加型市民文化フェスティバル～

プログラム登録・補助金募集要項

募集期間 平成 31 年(2019 年)4 月 22 日(月)～5 月 31 日(金)

目 次

- 1 みしまの文化百花繚乱開催の趣旨
- 2 対象となる登録プログラム
- 3 プログラム登録の特典
- 4 プログラム登録申請～補助金要望～プログラム実施までの流れ
- 5 プログラム登録申請方法
- 6 プログラム登録に係る諸注意
- 7 プログラム完了報告書の提出について
- 8 みしまの文化百花繚乱活動費補助金について
- 9 提出書類等について
- 10 個人情報の取り扱いについて

三島クリエイティブファクトリー事務局

三島市産業文化部文化振興課

〒411-8666 三島市大社町 1 番 10 号 三島市役所大社町別館 2 階

電話:055-983-2756 FAX:055-981-7720

E-mail:bunka@city.mishima.shizuoka.jp

1 みしまの文化百花繚乱開催の趣旨

三島市文化振興基本計画の将来像である「創造力あふれる人とまち・みしま」をめざして、三島市制施行 75 周年及び三島市文化振興基本計画の策定を契機に平成 28 年度から実施している登録参加型市民文化フェスティバルの総称です。

三島市文化振興基本計画の基本方針である「文化の種をまこう」、「文化の庭をつくろう」、「文化の花をさかそう」をめざして、市民が主体となって実施するプログラムを募り、だれでも身近な場所で文化に出会うことができる機会や、文化を気軽に楽しめる機会の充実を図ることを目的とした事業です。

2 対象となる登録プログラム

(1) 対象事業

個人又は各種団体が実施する文化事業が対象となります。

(例) 展覧会や鑑賞会、発表会、コンサート、文化的な大会やコンテスト、ダンス・パフォーマンス、ワークショップ、講演会、シンポジウム、セミナー、その他文化振興に寄与する事業

(2) 開催期間

平成 31 年(2019 年) 9 月 1 日(日)～11 月 30 日(土)までに実施する事業が対象となります。

なお、会期の一部が重なるプログラムについても対象とします。

(3) 開催場所 三島市内で開催される事業が対象となります。

3 プログラム登録の特典

(1) パンフレット及び市ホームページ等での広報活動

すべての登録プログラムを紹介する月刊パンフレット(9月号～11月号)を作成するとともに、WEB サイト、広報みしまにてプログラムの案内を行います。

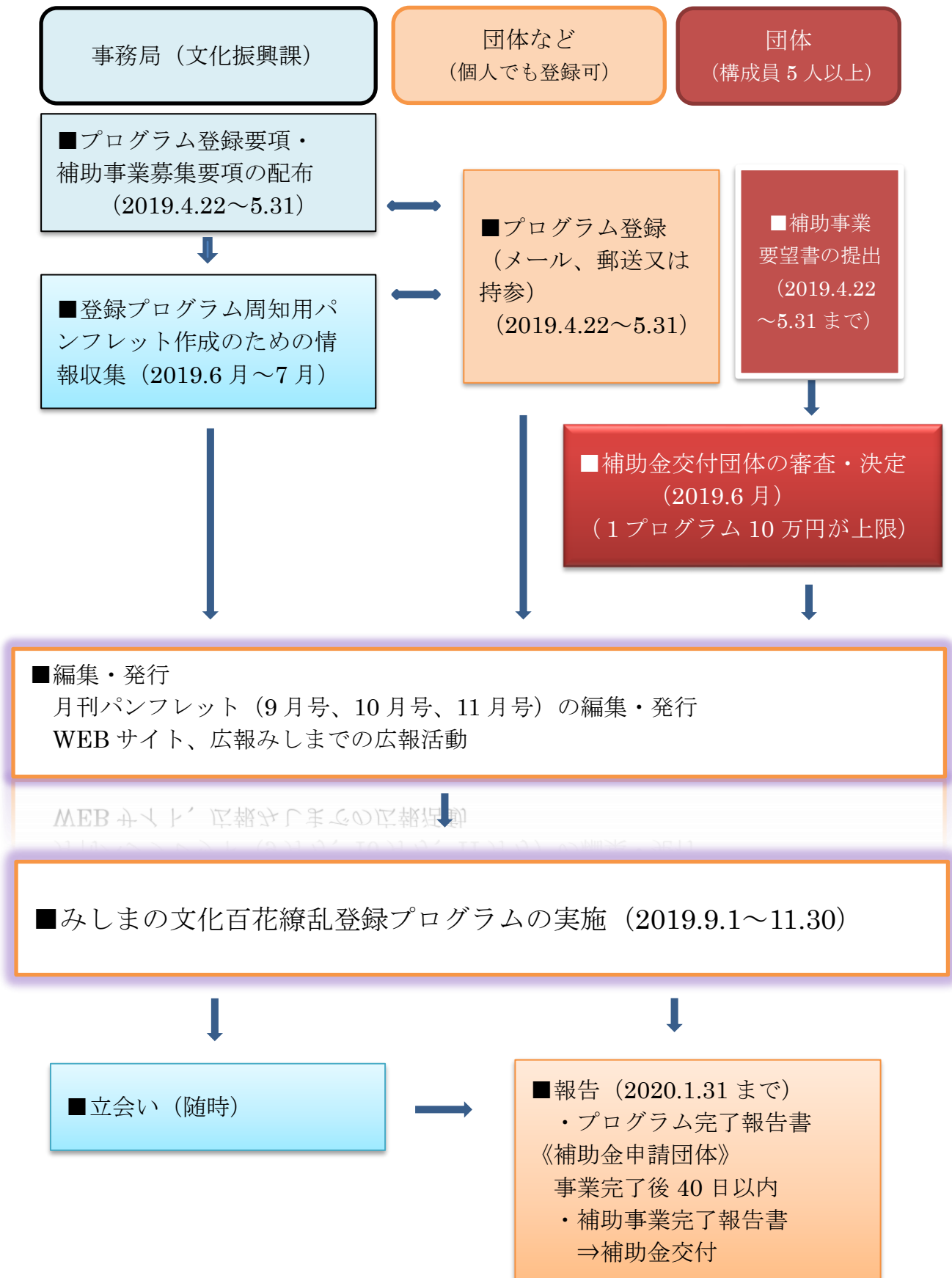
(2) みしまの文化百花繚乱活動費補助金の交付

補助金の交付要望があったプログラムについて審査会による審査を行い、三島市の文化振興に資するもので、特にその開催効果が期待されるものについて、最大で 1 件 10 万円の補助を行います。補助採択プログラムは 8 件程度です。

なお、補助金交付対象者は 5 人以上の構成員がいる団体です。また、三島市他の補助金との併用はできません。

補助事業として採択されたプログラムは東京 2020 応援プログラム事務局に東京 2020 応援プログラムの認証申請を行っていただきます。認証後はポスター等に東京 2020 応援マークを使用することができます。

4 プログラム登録申請～補助金要望～プログラム実施までの流れ



5 プログラム登録申請方法

(1) プログラム登録申請書兼補助事業要望書を入手する

登録申請書兼補助事業要望書は下記のいずれかの方法で入手できます。

ア 三島市ホームページよりダウンロードする。

WEB サイト : <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>

イ 下記の配布場所にて入手する。

- ・ 三島市役所本館
- ・ 生涯学習センター
- ・ 文化振興課（大社町別館 2 階）
- ・ 市民文化会館
- ・ 錦田公民館
- ・ 北上文化プラザ
- ・ 中郷文化プラザ
- ・ 坂公民館

ウ 郵送にて入手する

「プログラム登録申請書兼補助事業要望書」郵送希望と明記の上、返信用封筒を同封して、事務局あてご請求ください。返信用封筒には 140 円切手を貼り、送付先住所を必ず記入してください。

(2) プログラム登録申請書兼補助事業要望書に必要事項を記入する

漏れがないようにすべて記入してください。なお、確認事項をチェックの上、署名・捺印を必ずしてください。

(3) プログラム登録申請書類

「9 提出書類等について」を参照の上、文化振興課あて各 1 部提出又は郵送してください。

補助金交付を希望する場合には直接文化振興課まで提出してください。

(4) 登録確認書の送付

必要に応じて、登録申請書の内容について事務局が企画者への確認を行い、プログラム登録の可否をご相談させていただいたうえで、登録確認書（様式 4）を送付します。

6 プログラム登録に係る諸注意

(1) 登録資格

三島市の文化振興と活力あふれる地域の創造をめざす個人、団体やグループ、法人等が対象です。

また、上記に該当する団体等でも、宗教活動や政治活動を目的とするプログラム、販売及び事業展開を主目的とするプログラムは受け付けませんので、ご了承ください。

(2) 未成年者が参加する場合

団体メンバーに 18 歳未満の未成年者を含む場合、代表者は必ず未成年の親権者より同意を得た上でプログラムを実施してください。

また、代表者は、未成年者の保護に関する一切の責務を負うものとします。

(3) 登録可能件数

1 団体あたりの制限は特に設けません。何件でも登録できます。

(4) 登録条件

下記の登録条件に同意できない方は、プログラムの登録をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ア 当事業の目的を理解し、これに適うプログラムであること。

イ 当該事業の会期中にプログラムが完了する事業又は会期の一部が重なる事業であること。

ウ プログラム登録をされた場合、申請した実施内容を滞りなく実行すること。

エ プログラムに対するイベント保険には、各自の判断で適宜加入すること。

オ プログラムに関するすべての広報資料に「みしまの文化百花繚乱」参加プログラムと分かるような表記をすること。

カ 性的描写、暴力的シーンの描写が考えられる場合、必ず事前の申し出をすること。

7 プログラム完了報告書の提出について（補助金対象事業を除く）

登録プログラムの全体概要を把握するため、各プログラムが終了した日から 30 日以内に、事業完了報告書（様式 5）及び記録写真などを事務局あて 1 部提出してください。

8 みしまの文化百花繚乱活動費補助金について

(1) 補助事業の趣旨

「みしまの文化百花繚乱」に登録したプログラムのうち、補助金の交付を希望する団体に対して、三島市の文化振興に資するもので、特に開催効果が期待されるものについて 1 件 10 万円を限度として交付します。ただし、三島市の他の補助金を併用することはできません。

(2) 補助事業の対象となる団体等

構成員が 5 人以上いる団体（事業所、NPO 法人を含む）を対象とします。個人及び政治団体、宗教団体は除きます。

(3) 補助事業の実施（対象）期間

平成 31 年（2019 年）9 月 1 日から 11 月 30 日にかけて開催されるプログラムを対象とします。

また、補助金交付決定の日から補助事業完了後 30 日以内までに支出した以下の経費が対象となります。

(4) 本事業の対象となる経費

ア 対象事業に直接要する経費から、寄付金その他の収入額を控除した額を対象経費とします。

イ 上記にかかわらず、次に掲げる経費は対象となりません。

(7) 土地・建物の取得及び対象団体の運営に係る経常的な経費

(4) 賞金、商品券等の金券、記念品の購入費

(7) 謝礼金（講師や専門家等、構成員以外への謝礼金を除く）

(e)交通費（対象事業の実施に必要な交通費、宿泊費は除く。また、旅費については普通料金、特別料金及び指定席料金、宿泊費については1夜当たり11,900円以下のものを除く）

(f)人件費、食糧費

(g)単価が1万円以上の物品に係る購入費（対象事業の実施に必要な経費で、市長が特別に認めたものを除く。）

(h)対象団体が支払ったことを確認できない経費

(i)その他市長が適当でないと認めた経費

(5)補助金の額及び採択件数

対象経費に対する補助金の額及び本事業において採択する（補助金を交付する）プログラム件数は次のとおりです。

補助率	補助金の額	採択件数
対象経費の10/10	10万円を限度	8件程度

(6)応募方法

「9提出書類等について」を参照の上、関係書類を各1部文化振興課まで提出してください。メールや郵送は不可です。

なお、様式は三島市ホームページからダウンロードできます。

(7)補助事業の選定・採択（審査・決定の方法）

補助金の交付要望のあったプログラムについては、「みしまの文化百花繚乱活動費補助事業審査会」において審査を行い、補助事業としての採否を決定します。

審査会では、提出された書類に基づく書類審査を行います。

ア 期日 平成31年（2019年）6月中旬（日時、会場は後日お知らせします）

イ 場所 三島市役所

ウ 審査項目 事業目的、事業効果、実現性、団体の能力、新規性

(8)補助金の交付申請

採択された補助団体には、採択の決定通知後、速やかに「様式第1号 補助金交付申請書」により補助金交付の申請をしていただきます。

補助事業として採択されたプログラムは東京2020応援プログラム事務局に東京2020応援プログラムへの認証申請を行っていただきます。認証後はポスター等に東京2020応援マークを使用することができます。

(9)補助事業内容の変更・中止

補助金の交付決定後、対象経費に2割以上の変更がある場合、又は補助事業実施期間内に事業実施ができない場合、事業を中止する場合には文化振興課と協議の上、あらかじめ承認を受けてください。

なお、屋外等で行うプログラムで天候等により中止になった場合には、補助金を交付できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

(10)補助金実績報告

補助団体は、補助事業完了後40日以内に、みしまの文化百花繚乱活動費補助

事業完了報告書に次に掲げる書類を添付して、文化振興課あて提出していただきます。

ア 補助事業完了報告書（様式第 6 号）

イ 事業実績書（様式第 3 号）

ウ 収支決算書（様式第 4 号）

エ 領収書の写し（補助金該当項目であっても領収書がない場合、補助対象外となります。）

オ 開催状況がわかる写真（公表しても良いもの）

カ その他市長が必要と認める書類

(11)補助金の支払い

補助金は、提出された完了報告書を審査して補助金の額を確定したのち、補助団体の請求に基づき指定された口座へ振り込みます。

(12)帳簿の保管等

ア 補助金の収支に関する帳簿（領収書を含む）及び書類は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管してください。

イ 補助金により取得した物品等は、補助金の交付を受けた後においても適切に管理してください。

9 提出書類等について

提出書類、提出期限等は以下のとおりです。

	プログラム登録のみの場合	補助金交付を要望する場合
提出書類等	様式1 プログラム登録申請書兼 補助事業要望書	様式1 プログラム登録申請書兼 補助事業要望書
	様式2 事業計画書	様式2 事業計画書
	/	様式3 収支予算書
	月刊パンフレット掲載用写真 (2~3枚)	月刊パンフレット掲載用写真 (2~3枚)
	/	実施団体の概要(定款、規則等) 団体構成員名簿(役職、氏名及び 居住地の市町村名)
提出方法	事務局まで持参又は*郵送	事務局まで持参
提出期限	平成31年(2019年)5月31日(金)まで	
提出部数	各1部	
提出先	〒411-8666 三島市大社町1番10号 <u>三島市役所大社町別館2階 産業文化部文化振興課内</u> 三島クリエイティブファクトリー事務局 電話: 055-983-2756	

*郵送の場合は当日の消印有効です。

*クリエイティブファクトリー事務局とは、クリエイティブ人材育成事業、クリエイティブワークショップ、三島の文化応援プロジェクト、みしまの文化百花繚乱事業、2020東京オリパラ文化プログラムを推進する文化振興課内の事務局名です。

10 個人情報の取り扱いについて

登録申請書に記入していただく個人情報の取り扱いについては、三島市個人情報保護条例により適正に処理いたします。